

最 良 執 行 方 針

制定：平成 17 年 4 月 1 日
最終更新日：令和 5 年 12 月 1 日
永和証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、E T F (株価指数連動型投資信託受益証券) 及び R E I T (不動産投資信託の投資証券) 等で、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対しお客様のご要望がある場合を除き、当社が自己で直接の相手となる売買は基本的に行わず、原則としてすべて委託注文として取り次ぎます。

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はお客様のご要望がある場合を除き、すべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、私設取引システム (P T S) への取り次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

- ① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。
- ② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。
 - (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
 - (b) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取引所市場に取り次ぎます。

***注 1)** 具体的な選定基準は別紙に掲げるとおりです。

ただし、次の場合には、選定された金融商品取引所市場（選定市場）に取り次がない場合があります。

イ) 期間を指定された注文をお受けしている期間中に、選定市場が変更された場合、市場の変更作業により執行の遅延等が生じ、再入力等の対応を行わない場合と比較して、お客様にとって最良執行の効果が損なわれるような場合には、受注当初の選定市場での執行を継続する場合があります。ただし、お客様からのご指示があれば、変更後の選定市場に取り次ぐことといたします。

ロ) 制度信用取引につきましては、その制度上、新規建てと反対売買を同一市場で行うことを前提としている仕組みであるため、反対売買を行う時点で選定市場が変更されていた場合にも、原則として新規建てと同一市場で執行いたします。

なお、選定した具体的な内容は、当社の本支店にお問合せいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

***注2)** 別紙注2をご参照ください。

(c) (a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取り次ぎについて契約を締結している金融商品取引業者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。(ただし、銘柄によっては注文をお受けできないものがありますのでご注意ください。)

***注3)** 具体的な選定基準は別紙に掲げるとおりです。

(2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄)

当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。

なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものもあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

P T Sを含め複数の金融商品取引所市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。ただし、当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますので、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客様にお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。

システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の金融商品取引所市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、P T Sへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断しました。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性の高い金融商品取引所市場に取り次ぐことが、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して、お客様にと

って最も合理的であると判断しました。

(2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄)

当社では、基本的に取扱有価証券(フェニックス銘柄)の注文はお受けしておりません。

ただし、上場していた当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

① お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引

当該ご指示いただいた内容で当社と合意した執行方法

② 投資一任契約等に基づく執行

当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法

③ 株式累積投資や株式ミニ投資等、取引約款等において、執行方法を特定している取引

当該執行方法

④ 端株及び単元未満株の取引

端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

以 上

(別紙)

注 1)

複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている上場株券等について、お客様からの委託注文を取り次ぐ金融商品取引所市場の選択基準は、次のとおりです。

当社は、金融商品取引所市場での執行時点において、株式会社 QUICK の情報端末機（当社の本支店の店頭でご覧いただけます。）にて対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）にお取り次ぎいたします。

注 2)

クロス取引やコスト等流動性以外の要素を勘案する取引においては、一般投資家に誤解を生じせしめる取引となる恐れがあると当社が判断した場合については、お客様の合意のもとに当該基準によらずに立会外による取引所取引を利用していただく場合があります。

注 3)

当社が資格を有していないその他の金融商品取引所市場への注文取り次ぎについては、契約を締結している金融商品取引業者を経由して、2.(1)② (b) に掲げる方法及び基準により選定した金融商品取引所市場に取り次ぎます。

以 上